

愛知県立新城有教館高等学校同窓会 会則

第1条（名称）

本会は愛知県立新城有教館高等学校同窓会と称する。

第2条（目的）

本会は会員相互の親睦を図るとともに、愛知県立新城有教館高等学校の発展に協力する。

第3条（事務局）

本会の事務局を愛知県立新城有教館高等学校内におく。

第4条（会員）

本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正 会 員 愛知県立新城有教館高等学校卒業生
- (2) 賛助会員 愛知県立新城有教館高等学校職員

第5条（理事）

理事は各卒業回より若干名選出される。

代表理事は各回生1名とし、各回生理事の互選とする。

校内理事は常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第6条（役員と任期）

本会に次の役員をおく。役員の任期は5年とする。ただし、再任を妨げない。

会長1名 副会長若干名 監事2名 会計若干名 書記若干名

第7条（役員の職務）

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 監事は会計の監査にあたる。
- (4) 会計は会の会計を扱う。
- (5) 書記は会の庶務を扱う。

第8条（役員を選任）

役員を選任および交代は、常任理事会が推薦し、総会の承認を得る。

第9条（顧問）

本会には若干名の顧問をおく。

顧問のうち一人は新城有教館高等学校長を推薦する。顧問は会議において意見を述べる
ことができる。

第10条（常任理事会）

常任理事会は、役員、代表理事、校内理事によって構成される。

- (1) 常任理事会は会長の招集により開催し、会務の運営、企画の審議をおこなう。
- (2) 常任理事会における審議・議決事項を理事に通知する。

第11条（総会）

総会は会長が招集する。原則毎年5月に開催し、庶務・会計その他の事項を審議し、
出席会員の過半数をもって決する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条（会則の改正）

本会の会則は総会の決議によって変更することができる。

〈申し合わせ事項〉

- 1 当面の間は、設立準備委員会の顧問を本会の顧問とし、同窓会運営について役員会で助言をする。
- 2 理事の数は各卒業回ごとの学級数×2を基準とする。ただし、必要に応じて増やすことができる。(各クラス2名)
- 3 理事の交代・追加は常任理事会にて決定し、総会において承認を得るものとする。
- 4 事務局は、同窓会に関する事務一般を扱う。事務局は、原則新城有教館高校校内理事(新城有教館高校に勤務する同窓生)により構成する。校内理事がない場合は、役員および常任理事で事務局を構成し新城有教館高校総務部に窓口業務を依頼する。
- 5 新城有教館高校校内理事の中から副会長1名、会計1名を校内理事の互選により選出する。(校内理事がない場合は、選出せず。)
- 6 定期総会準備のための理事会を毎年1月に担当回生の理事と役員で実施する。
- 7 定期総会は原則毎年5月開催する。担当回生には総会を通知する。担当回生以外には、このための特別な通知は出さない。(最初の総会は令和8年5月)
- 8 住所変更、勤務先変更、改姓等のあったときは、次の項目を明記して下記宛に通知する。
卒業回生(年度) 氏名(旧姓) 変更事項内容
〒441-1328 愛知県新城市桜淵・中野合併地 愛知県立新城有教館高等学校内
新城有教館高等学校同窓会事務局
Tel (0536) 22-1176 FAX (0536) 23-3877
- 9 住所データ等個人情報の管理および総会案内の発送は、サラト(株)に委託する。
- 10 卒業生には、事前に入会の同意書と個人情報管理の承諾書を提出してもらう。
- 11 卒業生に対し同窓会入会式を行い会長、副会長が出席する。
- 12 同窓会の通帳は、新城有教館高校校長室金庫で保管し、印鑑は、別に保管する。
(当面は顧問が保管管理する)
- 13 最初の総会は、1回生卒業5年後の令和8年とし、以後担当回生をずらして毎年開催する。(令和9年2回生 令和10年3回生、・・・)
11回生からは、下1桁の数字が一致する回生を担当回生とする。(1回生と11回生)
- 14 最初の総会が開催されるまでは、随時役員会を開き会務を運営する。(予算・決算等)

〈同窓会慶弔規定〉

- 1 会員の慶弔に関しては下記の通りとする。
 - (1) 会員死亡の場合は香料として5,000円を贈り、弔意を表す。
 - (2) 役員死亡の場合は香料として10,000円を贈り、弔意を表す。
 - (3) その他必要に応じて香料を贈ることができる。
 - (4) 前各項については本部に連絡のある場合、これを贈る。
- 2 本規約は、常任理事会で協議のうえ、改正することができる。

令和4年2月28日